

松阪市ふるさと応援寄附に係る特産品協力事業者募集要項

1. 目的

松阪市では、本市にふるさと応援寄附をしていただいた方のうち、松阪市外在住の個人を対象に、地元特産品等をお礼の品としてお贈りしています。

そこで、松阪市および松阪市の産品をより効果的にPRすることを目的として、返礼の品を提供していただける協力事業者を募集します。

2. 協力事業者の要件

- (1) 松阪市をPRする特産品を提供できる法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 代表者等が松阪市暴力団排除条例（平成23年松阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 提供する特産品を取り扱うために法令上必要な許可、免許、登録等の資格を有すること。
※上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。
- (5) 別に定める「返礼品取扱事務基本契約書」の内容を順守できること。

3. 募集する特産品

(1) 要件

- ① 松阪市の魅力をPRできるもの。
- ② 松阪市内で生産、製造、加工、サービス等が行われているもの、又は松阪産の主たる原材料を用いて製造されるもの。

※地場産品基準等をはじめとする総務省告示（平成31年総務省告示第179号）及び食品表示法（平成25年法律第70号）等の法令又は条例に定められた基準を満たしていること

- ③ 原則、発注日から20日以内に寄附者に送付が可能であるもの。

(2) 募集する特産品の金額

寄附金額	特産品の金額（市場価格） （消費税及び地方消費税・梱包費込）	市負担額(※1)
10,000円	3,000円以上～3,299円未満	3,000円
11,000円	3,300円以上～3,599円未満	3,300円
12,000円	3,600円以上～3,899円未満	3,600円
13,000円	3,900円以上～4,199円未満	3,900円
14,000円	4,200円以上～4,499円未満	4,200円
15,000円	4,500円以上～4,799円未満	4,500円
16,000円	4,800円以上～5,099円未満	4,800円

17,000 円	5,100 円以上～5,399 円未満	5,100 円
18,000 円	5,400 円以上～5,699 円未満	5,400 円
19,000 円	5,700 円以上～5,999 円未満	5,700 円
20,000 円	6,000 円以上～6,299 円未満	6,000 円
・	・	(※2)

(※1) 送料は実費分を市が負担します。

(※2) 寄附金額 21,000 円以上の特産品の市負担額は、寄附金額が 1,000 円増える毎に、300 円を加えることとします。

例) 寄附金額：21,000 円 …市負担額：6,300 円

22,000 円 …市負担額：6,600 円

4. 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、松阪市役所産業文化部地域ブランド課に提出してください。

①松阪市ふるさと応援寄附特産品申込書（別紙1）

②市税の滞納がないことを証明するもの

③特産品の写真

・画像（JPEG 形式・1MB 以上）はメール等で別途送付してください。

・特産品PR用の写真と梱包状態の写真を各1枚以上ご用意ください。（上限はありません）

④特産品の見積書（別紙2）

・特産品個別の価格、梱包料をご記入ください。

⑤特産品を取り扱うために必要な許可、免許、登録等の証明書の写し

5. 協力事業者の決定

申込書類を基に松阪市が設置する「松阪市ふるさと応援寄附に係る特産品協力事業者審査委員会」において、協力事業者及び特産品についての審査を行い、審査委員長（農林水産担当理事）が適否を決定します。

6. 契約の締結

別に定める「返礼品取扱事務基本契約書」を締結します。

7. 個人情報の取扱いについて

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、「松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）」及び関係法令を順守してください。

寄附者の住所等の個人情報は特産品の送付以外の目的に使用することはできません。第三者へ提供するなど特産品発送以外に利用することはできません。ただし、パンフレット等の同封により、寄附者から協力事業者への商品申込み等で改めて入手された個人情報は、対象外です。

8. その他

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした特産品を変更・辞退する場合は、速やかに市へ報告し、承認を受けるものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等の内容については市に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、決定された協力事業者が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

9. お問い合わせ先

松阪市役所産業文化部地域ブランド課

電話 0598-53-4129

E-mail brand.div@city.matsusaka.mie.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

松阪市ふるさと応援寄附特産品申込書

事業者名
代表者名
所在地
電話番号

松阪市ふるさと応援寄附に係る特産品協力事業者募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。なお、申込みに当たっては、個人情報保護など同要項を順守することを誓約します。

記

1. 添付資料

- ①特産品基本情報シート
- ②市税の滞納がないことを証明するもの（初回申請時に限る）
- ③特産品の写真
 - ・画像（520×323pixel JPEG形式・1MB以上）はメール等で別途送付
 - ・特産品PR用の写真（最大8枚）と梱包状態の写真（1枚）をご用意ください。
- ④特産品の見積書（別紙2）
 - ・特産品個別の価格、梱包料をご記入ください。
- ⑤松阪市ふるさと応援寄附特産品送料一覧表（別紙3）
- ⑥特産品を取り扱うために必要な許可、免許、登録等の証明書の写し

（同様の許可書類は初回申請時に限る）

(別紙3)

令和 年 月 日

松阪市ふるさと応援寄附特産品送料一覧表

事業者名
代表者名
所在地
電話番号

特産品名： _____

運送会社： _____

箱のサイズ： _____ 配達方法： 通常 ・ 冷蔵 ・ 冷凍

送付先エリア	送料 (円)
北海道	
北東北 (青森・秋田・岩手)	
南東北 (宮城・山形・福島)	
関東 (東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨)	
信越 (長野・新潟)	
北陸 (富山・石川・福井)	
中部 (静岡・愛知・岐阜・三重)	
関西 (京都・滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫)	
中国 (岡山・広島・山口・鳥取・島根)	
四国 (香川・徳島・高知・愛媛)	
九州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)	
沖縄	